

令和 8 年度 健康福祉委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

（3）川崎市火災予防条例の一部改正に伴うパブリック コメントの実施について

資 料 1 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例（案）について
意見を募集します

資 料 2 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例（案）の概要

令和 8 年 8 月 2 6 日

消 防 局

（予防部 予防課）

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例（案）について意見を募集します

川崎市火災予防条例において、液体燃料、固体燃料若しくは気体燃料を使用し、又は電気を熱源とする調理に用いる器具に関し、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないよう適切に管理することを規定することについて、市民意見の反映を図るため、パブリックコメントを実施します。

1 意見の募集期間

令和8年8月30日（日）から令和8年9月28日（月）まで

※郵送の場合は、令和8年9月28日（月）当日必着

※持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※FAXの場合は、令和8年9月28日（月）午後11時59分受信分まで

2 資料の閲覧場所

- （1）かわさき情報プラザ（市役所本庁舎復元棟2階）
- （2）各区役所市政資料コーナー
- （3）消防局、各消防署
- （4）川崎市ホームページ

3 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

（電話による意見等は受け付けておりませんので御了承ください。）

なお、様式は自由ですが、別添の「意見書」を御活用ください。

（1）郵送又は持参

〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7

川崎市消防局予防部予防課

（2）FAX

FAX番号 044-223-2795

（3）電子メール（専用フォーム）

市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

※ 意見書の様式は自由です。必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。
※ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

4 その他

お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き、類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめたホームページ等で公表します。

5 問い合わせ先

川崎市消防局予防部予防課予防係

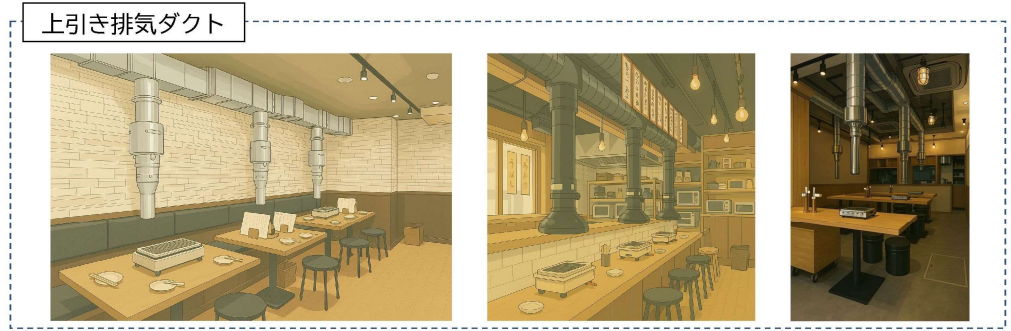
電話：044-223-2703 FAX：044-223-2795

意 見 書			
題名	川崎市火災予防条例の一部を改正する条例（案）について		
氏名 (団体の場合は、 名称及び代表者名)			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
住所 (又は所在地)			
意見の提出日	令和8年 月 日	枚数	枚(本紙を含む。)
川崎市火災予防条例の一部を改正する条例(案)に対する意見			
・ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしませんので御了承ください。 ・ 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。 また、個人情報は、個人情報の保護に関する法律その他の関連規定に基づき厳重に保護・管理されます。 ・ 御意見などの概要を公表する際は、個人情報は公開いたしません。			
提 出 先			
部署名	消防局予防部予防課予防係		
電話番号	044-223-2703	FAX番号	044-223-2795
住所	〒210-8565 川崎市川崎区南町20番地7		

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の経緯

焼肉店等の客席で用いる火気器具（七輪等）の上部に設ける排気ダクトは、後付けで比較的容易に設置できる一方で、ダクト火災を防止するためのグリス除去装置、火炎伝送防止装置、温度ヒューズの位置が適切でない、又は設置されていないケースが見られますが、当該排気ダクトについては、消防法令において、特段の基準は設けられていません。



画像提供：【厨房設備等の基準に関する検討部会報告書 概要版】

このことから、当該排気ダクトにおける火災発生の実態、火災が発生するメカニズム、構造・設置条件や維持管理状況が火災リスクへ与える影響等について検証を行い、その特性に応じた予防対策を取りまとめることを目的に、令和7年7月に総務省消防庁が設置した「厨房設備等の基準に関する検討部会」（以下「検討部会」という。）において検討が行われ、令和8年3月に「厨房設備等の基準に関する検討部会報告書」が取りまとめられました。また、今般の焼肉店等で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクトに起因する火災の発生状況等に鑑み、検討部会の結果を踏まえて、令和8年7月3日付け消防予第278号消防庁次長通知により、「火災予防条例（例）」（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）が一部改正され、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等の適切な管理について規定されました。

本市においても、近年、調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクトを含めたいわゆるダクト火災は毎年発生しており、その多くが焼肉店などの飲食店において発生している状況であり、その原因の大半は、排気ダクトやグリスフィルターに堆積した油脂類への着火によるものです。これらの焼肉店などの飲食店は、不特定多数の方が利用され、火災が発生した場合には排気ダクト等を介して広範囲に延焼拡大し、大きな被害につながる危険性を有しています。

これらの状況を踏まえて、燃料を使用し、又は電気を熱源とする調理に用いる器具に関し、その周囲において使用する排気ダクト等の適切な管理について規定するため、川崎市火災予防条例の一部を改正するものです。

2 主な改正の内容

液体燃料、固体燃料若しくは気体燃料を使用し、又は電気を熱源とする調理に用いる器具について、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならないこととするものです。

3 施行日

令和9年4月1日